

感対第75号
令和5（2023）年4月28日

各関係団体の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動の終了について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日からは5類感染症に変更となることが正式に決定されました。これを受け、これまで各事業者の皆様に御協力をいただいております「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動につきまして、今後の感染対策は、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、「業種別ガイドライン」が廃止となることから、5月7日をもって終了することとします。

つきましては、貴団体員等に対し、周知してまいりますようお願いいたします。

これまで運動に御協力いただいた関係団体をはじめ、事業者の皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、自主的な感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

【5月7日までの連絡先】

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983

【5月8日以降の連絡先】

新型コロナ総合相談コールセンター
TEL 0570-550-096